

長期間利用のない普通(総合)預金口座の「お取引停止」について

当組合では、口座を不正に利用して行うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策を一層強化するため、令和2年10月以降、以下の条件に該当する普通(総合)預金口座のお取引を停止させていただきますので、口座の確認をお願いします。

お取引停止となる条件

5年以上、利息決算以外の取引(窓口・ATMでの入出金・振込等)がないこと

ただし以下の場合を除きます

- ・ しょくしんと他のお取引(定期預金・定期積金・融資 等)がある
- ・ 出資配当金の振込口座になっている